

## 「デジタルジャパン」の原案等の策定に関する意見

1. 個人 / 団体の別: 個人
2. 氏名 / 団体名: 非公開
3. 連絡先: 非公開
4. ご意見:

### (1) デジタルジャパンの目標について

- ・ Dパワーであらゆる無駄を撲滅するデジタル・エコ社会
- ・ Dパワーですべての市民・企業が元気になり、夢を実現できるデジタル成長社会

いずれも、これまでの IT 戦略本部の施策がまったく意味をなさなかったことを示すものであり、また、これを実現できる体制に変化しているとはとても見受けられない旧態依然の体質であるため、この目標設定は不適當であると考えます。

私は、「IT で民主役社会の実現」、すなわち具体的には「IT で国家情報を国民が管理利用し、国民が官僚を統治する社会」という目標設定のほうが、適當であると考えます。

### (2) 目標を達成するために必要な施策について

例示されている各論点にまたがるものとして、現在生じている具体的問題点の適示として私は、司法書士として、法務省・登記オンラインにしか関わってきていないので、この問題しか言及することができないが、ここ数年にわたるオンライン申請経験に基づいた現場の意見として、この問題点を指摘して、述べます。

題して「法務省・登記オンラインの元凶『登記識別情報制度』は即刻廃止すべきである！」

1. 法務省オンラインは、不動産登記甲号オンラインが象徴するように、年間の利用率が10%もいかない、費用対効果上、大変問題のあるシステムである。

自民党・登記オンライン PT(河野太郎事務局長)において、20年1月、年間の目標値を10%としたが、その目標を達成できなかったのは事実である。なぜ達成できなかったのか、その原因を究明して、責任をとるかわりに、末端利用者の意見を真摯に聞いて、取り入れるべきである。

なお、数字上は、年間利用件数が100万件を達成したと言うが、これは税制控除のインセンティブを受けるために、書面申請なら1件で済む申請を、数件に分けて申請した結果である。つまり、分子も分母も増えてしまった結果で、これまでの年間件数と比較できない操作をしたことになる。あえて、これまでの申請方法に当てはめるならば、1.5割引で考えるべき数字である。

2. 法務省オンライン政策は、PDCA サイクルが機能していない。つまり、日々、登記に関わる現場の末端司法書士の意見を省みることがない。

そのため、PDCA が回ることがないので、システム改善はおろか、法環境の整備(改正)に手をつけようとしない。度重なる省令レベルの付け焼刃の改正でお茶を濁しているのみである。

自民党・登記オンライン PT が、日司連執行部に対し、会員意見を集約せよというアクションがあったが、法務省は、オンラインのデータを呈示せず、概念的なとりまとめを強要した。一方で、一部の国会議員に対しては、自省に有利なデータを公開し、自省政策を正当化する余念をいだかせてコメントさせた。

(<http://www.taro.org/blog/index.php/archives/989>)

このような、不誠実な対応をつづけているかぎり、利用者の心は離れるばかりである。自民党・登記オンライン PT (第 6 回・20 年 1 月 21 日開催) 資料に掲げられている次の事項の進捗状況と目途をきちんと公表すべきだ。

(<http://www.shimazaki-net.jp/new/jimin-online-PT/PT6-moj-02.pdf>)

「不動産登記オンライン申請利用促進のための緊急に講じる具体的な施策」について、工程表を評価するときが来ている。

3. 法務省オンラインは、乙号証明オンラインが順調に推移しているといっても、利用者のオンラインの利便性(メリット)を感じる利用形態がとれていない。

たとえば、窓口受領方式はまだまだごく一部であるし、地図情報についての扱っても、登記情報サービス(外郭団体)では地図情報の公開が全国的に徐々に始まっているのに、登記オンラインでは、地図情報の全国交換システムは利用できない。その理由は、法務省令による規制であるが、その制限とは、なんと「200キロバイト」を超えるとシステムに不安があるからであるという。いまどき200KB の情報で何を利用しろと言うのか? あきれる。

オンラインシステム全体の情報利用制限としても、4MB 以上は利用できないという、規則でもない決まりが法務省オンラインシステム HP 上にある。10MB までは耐えられるというが、正式な発表もなく、調査士会執行部宛の会合で、伝えただけである。

4. 法務省オンラインは、システム不安が耐えない。しかも、稼働状態の安定情報を公開しない。

一昨年、平成 19 年 4 月のオンラインパニック以来、ログイン情報だけを公開してきたが、20 年 11 月 27 日をもって突然、理由もなく、ログイン状況の公開を閉鎖した。

([http://shinsei.moj.go.jp/new/login\\_tokei.html](http://shinsei.moj.go.jp/new/login_tokei.html))

せっかくログイン情報だけとはいえ、100%に近くなり、公開しないシステムよりは信頼性は高くなってきたところだったのに、結局この 2 月 12 日最新次期システムを導入した宇都宮局でもオンライン障害が起きた。

([http://shinsei.moj.go.jp/new/new\\_top.html](http://shinsei.moj.go.jp/new/new_top.html))

致命的なシステム欠陥を懸念する。「システムの安定性」というのは、登記という受付順位の確保が重要な制度においては、このオンラインシステムを「利用するかしないかのポイント」なのだ。そのことを踏まえて、ログイン状況だけでなく、システム到達率を公表すべきだ。

なお、これまでの、システム不安やオンラインパニック情報については、「井の中の蛙」サイトをぜひ参照していただきたい。

[http://blog.goo.ne.jp/nnn\\_go/c/41259bc081cbe219981f2db58470762a](http://blog.goo.ne.jp/nnn_go/c/41259bc081cbe219981f2db58470762a)

5. システムの使い勝手の悪さは、これまで何度も申し上げてきたが依然として解決していない。

こんなできそこないのシステムを、(無料とはいえ)よく公開したものである。民間ソフトベンダー会社の対応がなければ、どうにもならないソフトである。民間業務ソフトとタイアップして、支援ソフトを使わなくても良いシステムに出直すべきである。後述するが、登記識別情報に QR コードを利用すると言われ始めて久しいが、いまだに改善できないのであれば、「登記識別情報のない制度設計とシステム」という発想が必要な時期に来ている。

なお、すでに自民党 PT において、日弁連も以下の趣旨で意見書を取りまとめている。

登記識別情報が通知されている場合でも、登記申請当事者の都合によりこれを提供しなくても登記申請が認められる取扱いが保証されること。

登記識別情報が有効あるいは失効していることの確認が登記名義人等登記識別情報を保持する者の実印を押捺した書面及び印鑑証明書等の提出がなくとも短時間内に行えるような制度が導入されること。

上記及びの措置が短期間内(法規定の改定作業に要する期間は、せいぜい1年以内であろう。)に実施される見込みがたたない場合には登記識別情報制度は廃止すべきである。(この意見書は2007年11月22日の理事会にて承認され、同月29日に法務省及び自由民主党に提出されました。)

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/071122.html>

6. 添付書類の省略についても、いまだに司法書士ら資格者を信頼して、省略保管のルールを考えようとしない。税務申告においてできることが、なぜ登記においてはできないのか？登記はそんなに特別なものなのか？

オンラインをさらに効率よく機能させるためには、「資格者」という職能(登記で言えば、司法書士と調査士)を上手に絡ませて、入口と出口を押さえる役割を持たせることが必要である。システムと人間の両輪をうまく組み合わせることで、オンラインは飛躍的に進歩するのである。このことは、平成20年9月12日オンライン利用拡大行動計画にも書かれていることである。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf>

7. その他、代理人が納付した登録免許税等の還付問題も、財務省や税務署との摺りあわせが必要なのに、財務省はまったく行わない。財務省のいいなりである。

これまで、登記制度を支えてきたのは、司法書士という代理人が、利用者国民から徴税して納付を代理してきたことが、もうすこし評価されてしかるべきである。司法書士が使いやすい納税システムをオンラインで取り入れてこそ、オンラインのメリットが利用者として享受できるのである。

オンラインによる納税は、印紙納付と違って、納税者が記録されシステム上も判明している。納税した額が多ければ、納税したところに還付すればいいのである。還付先は本人であって「代理人」ではないという、書面申請上の理屈を、オンラインにも当てはめること自体が、オンラインの阻害である。もうすこし、発想を柔軟にシステムを考えるべきである。

また、税金の納付方法にしても、民間のシステム（たとえばアマゾンなどのネットショッピング）では、一括納付ができるのに、財務省オンラインシステムは、イチイチ申請ごとに、何回も納付しなければならず、たいへん煩雑である。

8. セキュリティに関しても、財務省のオンラインシステムは、利用者登録には、なんの身分証明もいらない。個人認証や資格者認証カードが必要な場面ばかりでなく、乙号オンラインには、なんの身分確認はない。国家基盤となる登記情報を扱うシステムとしては、はなはだ無用心というか稚拙である。

ちなみに <http://www.nikkei.co.jp/events/egov6/rec/c7takigami.html> は、2006年8月3日の電子社会・電子行政戦略会議の講演録であるが、遅々として進まない現状は、これと比較すれば、押して知るべしである。

9. このように、財務省・登記オンライン政策の問題点は、多々あるが、これまで述べた、システム不安やシステムソフトの使い勝手の悪さ、また添付書類の別送省略問題等々、すべてに横たわる元凶は、なんといっても、「登記識別情報制度」なのである。現状、オンライン申請のために導入したのに、オンライン申請の阻害要因となっている。

なぜかという、この登記識別情報制度をシステム設計に取り入れてしまったために、システム改善が進まず、システムを不安定にしたまま改善にかかる予算が不足している。また、特殊な支援ソフトをつかわなければ、財務省のオンラインシステムを利用することができないのであるが、登記識別情報システム維持に予算がかかりすぎ、ほかを改善する予算が捻出できず、ソフト改善が遅々として進まないのである。さらに、登記識別情報をオンラインのために導入したのにも関わらず、利用のための操作性の悪い出来損ないの別ソフトをつくってしまったために、添付書類の別送はできても、登記識別情報は別送できないとしたために、オンライン申請の利用離れを起こしているのである。

紙の登記識別情報は利用されても、「情報としての登記識別情報が利用しにく

い」ままでは、オンラインのために導入した登記識別情報制度の存在意義がない。

たとえば、登記識別情報の有効証明請求は、いくら証明請求の要件を緩和しても、自動化して瞬時に有効無効が判定できなければ、登記識別情報を利用した取引には活用できない。そのため、この有効証明請求制度は、利用数が増えているといっても、利用率は、微々たるものである。しかも、登記識別情報「通知書」を、従来の登記済証のように、書面のまま書面として扱い、オンライン利用が10%未満では、登記識別情報制度を導入して、「情報を扱う不動産登記法」とした改正の趣旨は果たされていない。

書面のままでよければ、登記済証のままで、別送方式で、オンラインは利用できるから、登記識別情報の意味がない。情報を情報として扱い、オンラインの契機となるべきが本来の導入の趣旨にもかかわらず、逆に阻害要因となっているのでは、登記識別情報制度は廃止すべきである。一日も早く、不動産登記法を改正して、登記識別情報制度は廃止すべきである。そして、この意見は前記5のところでも述べたとおり、日弁連も同趣旨であることを付言する。(なお、仮に、手始めに使い勝手の悪い乙区登記識別情報は登記済証制度に戻すのも一案である。また甲区登記識別情報は廃止しても特に制度上の問題はないと考える。)

10. 以上、法務省オンライン政策を全体としてみるに、この未曾有の経済危機にあつて、このような効率の悪い、使い勝手の悪い、無駄遣いともいえるシステムを維持することが許されるのか？

もし、派遣切りや雇用不安にあえぐ国民が、このようなシステム維持だけのために、年間20億とも100億とも言われる(この点は、内閣官房が一番承知しているところであろう!) 予算がかけられていることを知ったら、どのように思うだろうか? このシステムのおかげで、彼らの生活はよくなっているだろうか? オンラインによって、不動産取引は活性化したであろうか? 経済が好調になったであろうか?

このまま、10%で低迷する不動産登記オンラインを維持し続けるための予算を、一時凍結してでも、経済対策に回すなどの、政治判断が求められる。とくにこのまま、無駄遣いで、不動産取引に向かない登記識別情報システムとその制度の存続は、絶対に許されるべきではない!

法務省オンラインも登記制度も、国民のためのシステムと制度であつて、国家基盤の安定は、国民の生活の安定なくしてはありえない。まして、国家情報は国民が利用できてこそ、その意味があるにもかかわらず、いまのオンラインシステムは国民が二次利用するに耐えないシステムである。国民が苦しんでいる今、(すくなくとも甲号だけでも)凍結する勇気をもつことも、政策決定には必要である。

また、登記識別情報を廃止すれば、オンラインの阻害要因はなくなり、これにかわる法整備(たとえば資格者による本人確認情報制度の飛躍的拡充=権限配分の見直し)をすれば、格段にオンライン利用率が向上することは確実(おそらく1年

以内に30%に目前となる)である。さらに、金融機関の意識改善をはかり、受領証のような書面利用を廃止、公印を要求することを改めれば、あわせて、できそこないのソフトとシステム改善が進み、システムの安定が100%に近くなれば、どんどんオンライン申請利用は高まり1年以内に50%となると断言できる。

以上